

横浜こども科学館のネーミングライツについて

横浜こども科学館（愛称：はまぎん こども宇宙科学館）のネーミングライツ（施設命名権）契約について、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」及び契約書に基づき、現在の契約者である株式会社横浜銀行に優先交渉権があるため、本市から契約更新に関する照会をしておりましたが、次の内容で回答をいただきました。

今後、契約更新のための手続きを進めてまいります。

1 現在の契約内容

- (1) 契約者 株式会社 横浜銀行（所在地：横浜市西区みなとみらい3-1-1）
- (2) 施設名称 はまぎん こども宇宙科学館
- (3) 契約期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）
- (4) 命名権料 年額1千7百万円

2 照会に関する回答（ネーミングライツ契約の更新）

- (1) 施設名称 はまぎん こども宇宙科学館
- (2) 契約期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
- (3) 命名権料 年額1千7百万円

3 契約更新について

「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」の規定に従い、本日の常任委員会への報告後、株式会社横浜銀行からの回答に基づき、契約更新の手続きを進めます。

4 今後のスケジュール

- | | |
|----------|-----------------|
| 令和5年12月 | 記者発表（※本委員会と同内容） |
| 令和6年2月 | 契約締結 |
| 令和6年4月1日 | ネーミングライツ契約の更新 |